

(5) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の種類の届出状況(平成17年3月31日現在)

号番号	特定施設	特定 事業場数	号番号	特定施設	特定 事業場数
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設		28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	10	29	コーラルタル製品製造業の用に供する施設	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	30	発酵工業(5、10、13に掲げる事業を除く)の用に供する施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設	1	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、ソース又は食酢等の製造業の用に供する施設	3	33	合成樹脂製造業の用に供する施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設		34	合成ゴム製造業の用に供する施設	
7	砂糖製造業の用に供する施設		35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽	1	36	合成洗剤製造業の用に供する施設	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		37	31～36・51に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設	
10	飲料製造業の用に供する施設	2	38	石けん製造業の用に供する施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設		39	硬化油製造業の用に供する施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	
13	イースト製造業の用に供する施設		41	香料製造業の用に供する施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設		42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	6	44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	45	木材化学工業製造業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		46	28～45に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	
18の2	冷凍調理食品の製造業の用に供する施設		47	医薬品製造業の用に供する施設	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	6	49	農業製造業の用に供する混合施設	
20	洗毛業の用に供する施設		50	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設	3	51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー		51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業の用に供する直接加硫施設	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業等の用に供するラテックス成形型洗浄施設	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設		52	皮革製造業の用に供する施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設		53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	54	セメント製品製造業の用に供する施設	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	9
24	化学肥料製造業の用に供する施設		56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設		57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
26	無機顔料製造業の用に供する施設		58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設	1
27	25・26に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	59	砕石業の用に供する施設	

号番号	特定施設	特定 事業場数	号番号	特定施設	特定 事業場数
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	22
61	鉄鋼業の用に供する施設		68の2	病院で病床数が300以上のものに設置される施設	2
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設	13	69の2	中央卸売市場に設置される施設	
63の2	空びん卸売業の用に供する自動式洗びん施設		69の3	地方卸売市場に設置される施設(水産物に係るものに限り総面積が1000㎡未満の事業場に係るものを除く。)	
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設		70	廃油処理施設	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設		70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るものを除く。)	1
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち浄水施設	3	71	自動式車両洗浄施設	101
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	15	71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設	12
66	電気めっき施設	5	71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
66の2	旅館業の用に供する施設	47	71の4	産業廃棄物処理施設のうち国、地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	1
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)	4	71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	5
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。)	4	71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設	
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。)	13	72	し尿処理施設(500人槽以下のものを除く。)	48
66の6	そば店等の飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。)		73	下水道終末処理施設	1
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1500㎡未満の事業場に係るものを除く。)		74	特定事業場から排出される水の処理施設(72・73に掲げるものを除く。)	2
			75	指定地域特定施設(201～500人槽のし尿浄化槽)	100
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	57	合 計		522

(6)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場の届出状況(平成17年3月31日現在)

号番号	特定施設	特定 事業場数	号番号	特定施設	特定 事業場数
1	硫酸塩ハルブ等製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設		10	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
2	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設			アルミニウム合金製造用施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設		11		
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設		12	亜鉛回収用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
5	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設		13	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設並びに灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	7
6	カプロラクタム製造用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		14	廃PCB等の分解施設、洗浄施設	
7	クロロベンゼン等製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設		15	下水道終末処理施設	1
8	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過紙脱、乾燥施設、廃ガス洗浄施設		16	第1号から14号までの施設を設置する工場・事業場から排出される水の処理施設	1
9	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過紙脱、廃ガス洗浄施設		合 計		9

(注)号番号とは、施行規則別表第2の号番号をいう。

(7) 地下水
ア 平成16年度地下水質測定計画に係る概況調査結果

調査地点	仁木町郷西 メッシュ	恵田町宮前 メッシュ	東大友町稲葉 メッシュ	米河内町三島 メッシュ	面町2丁目 メッシュ	坂左右町上郷合 メッシュ	岡町寺屋敷 メッシュ	生平町奎洲 メッシュ	舞木町山中 メッシュ	本宿町森ノ腰 メッシュ	合歡木町渡嶋 定点	環境基準
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.05
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
測 銅	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
定 ジス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
項 テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
目 チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.6	0.1	<0.1	<0.1	7.3	12	7.1	2	<0.1	0.7	<0.1	10
ふっ素	<0.08	0.13	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.26	0.8
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.02	<0.02	0.05	<0.02	0.05	1
pH	5.6	6.2	6.2	6.6	6.5	5.9	6.1	5.6	7.1	5.4	6.4	—
電気伝導率 (ms/m)	20	9.2	8.1	11	28	27	20	12	16	8.2	26	—

注1 pH及び電気伝導率以外の単位はmg/l。
 注2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
 注3 NDは定量下限値未満を示す。

イ 平成16年度地下水質測定計画に係る汚染井戸周辺地区調査結果

(mg/L)

調査地点	項 目	調査井戸数	基準超過井戸数	検出濃度	環境基準
坂左右町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8(1)	3(1)	11～12	10

※ ()内は、発端井戸を内数で示す。

ウ 平成16年度地下水質測定計画に係る定期モニタリング調査結果

(mg/L)

調査地点	項 目	調査の区分	検出濃度	超過年度の結果	環境基準
福岡町 (平成7年度)	シス-1,2-ジクロロエチレン	発端井戸	3.7	1.7	0.04
		周辺井戸	<0.004	<0.004	
	トリクロロエチレン	発端井戸	<0.002	0.12	0.03
		周辺井戸	<0.002	<0.002	
	1,1-ジクロロエチレン	発端井戸	0.31	—	0.02
		周辺井戸	<0.002	—	
細川町 (平成11年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	11	14	10
		周辺井戸	5.0	8.8	
板田町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	19	10
康生通西 (平成15年度)	テトラクロロエチレン	発端井戸	0.19	0.038	0.01
美合町 (平成15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	10	13	10
		周辺井戸	4.0	12	

※ ()内は、調査初期年度を示す。

エ 過去の調査に係る監視調査結果

(mg/L)

調査地点	調査井戸数	基準超過井戸数	基準超過項目	検出濃度	環境基準
島坂町	5	2	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.10・1.2	0.04
細川町	19	4	テトラクロロエチレン	0.013～1.2	0.01
		5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11～18	10
宮石町	7	1	四塩化炭素	0.0022	0.002
		2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12・23	10
仁木町	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	10
柱曙3丁目	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	10
福岡町	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18	10
西阿知和町	3	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12～19	10
丸山町	3	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11・19	10
大平町	3	1	テトラクロロエチレン	0.070	0.01
梅園町1丁目	1	0	—	—	—
井田町	4	2	トリクロロエチレン	0.065・0.12	0.03
		1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10
奥殿町	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	22	10
久後崎町	3	0	—	—	—
羽根町	1	1	トリクロロエチレン	0.042	0.03
市場町	1	0	—	—	—
上地町	3	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11・16	10
正名町	1	0	—	—	—
竜泉寺町	4	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10
鴨田町	1	1	テトラクロロエチレン	0.020	0.01

オ 土壌汚染地区周辺地下水調査結果

(mg/L)

調査地点	調査井戸数	基準超過井戸数	基準超過項目	検出濃度	環境基準
東大友町	5	0	—	—	—

(8) ゴルフ場農薬調査結果(平成16年度)

農 薬 名	目 標 値	同 崎 カ ン ト リ ー 倶 楽 部			同 崎 高 原 カ ン ト リ ー ク ラ ブ			サ ン ・ ペ ル グ ラ ビ ア カ ン ト リ ー ク ラ ブ			ザ ・ ト ラ デ ィ ン グ コ ン ゴ ル フ ク ラ ブ		
		最 大 値	最 小 値	平 均 値	M/N	最 大 値	最 小 値	平 均 値	M/N	最 大 値	最 小 値	平 均 値	M/N
殺 虫 剤	アゼフェート	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	イソキサチオン	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	イソフェンホス	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エトフェンプロックス	0.4	<0.04	<0.04	0/2	-	-	-	-	<0.04	<0.04	<0.04	0/3
	クロルピリホス	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	タウリン	0.025	<0.0025	<0.0025	0/2	<0.0025	<0.0025	<0.0025	0/2	<0.0025	<0.0025	<0.0025	0/2
	チオシカルブ	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロルホン(DEP)	0.15	<0.015	<0.015	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピリダフェンチオン	0.01	<0.001	<0.001	0/3	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/3
	フェニトロチオン(MEP)	0.015	<0.0015	<0.0015	0/1	<0.0015	<0.0015	<0.0015	0/2	-	-	-	-
殺 菌 剤	アジキストロビン	2.5	-	-	-	<0.25	<0.25	<0.25	0/2	<0.25	<0.25	<0.25	0/1
	イソプロチオラン	0.2	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	-	-	-	-
	イプロジオン	1.5	<0.15	<0.15	0/2	<0.15	<0.15	<0.15	0/3	-	-	-	-
	イミダクダジン酢酸塩	0.03	-	-	-	<0.003	<0.003	<0.003	0/3	<0.003	<0.003	<0.003	0/2
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	オキシゲン銅(有機銅)	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	キャブタン	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クロロニル(TPN)	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	クロネブ	0.25	<0.025	<0.025	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
	チウラム(チラム)	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺 菌 剤	トリクロホスメチル	0.4	<0.04	<0.04	0/2	<0.04	<0.04	<0.04	0/2	<0.04	<0.04	<0.04	0/2
	フルタニル	1	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	0/2	-	-	-	-
	フロピコナゾール	0.25	<0.025	<0.025	0/2	<0.025	<0.025	<0.025	0/2	<0.025	<0.025	<0.025	0/1
	ベンシクロン	0.2	<0.02	<0.02	0/3	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	<0.02	<0.02	<0.02	0/2
	ホセチル	10	<1	<1	0/2	-	-	-	-	<1	<1	<1	0/3
	ポリカーバメート	0.15	<0.015	<0.015	0/1	-	-	-	-	<0.015	<0.015	<0.015	0/2
	メタラキシル	0.25	<0.025	<0.025	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
	メフロニル	0.5	<0.05	<0.05	0/2	-	-	<0.05	-	<0.05	<0.05	<0.05	-
	アシュラム	1	<0.1	<0.1	0/1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
	ジチオビル	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺 菌 剤	シチュロン	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	シマジン(CAT)	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	テルブカルブ(MBPMO)	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロビル	0.03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ナプロキシド	0.15	-	-	-	-	-	-	-	<0.015	<0.015	<0.015	0/1
	ハロスルフロンメチル	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピリプチカルブ	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブタホス	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	フラザスルフロン	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	フロピザミド	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殺 菌 剤	ペンシリド(SAP)	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ベンチメタリン	0.25	<0.025	<0.025	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
	ベンフルラリン(ベスロシン)	0.4	-	-	-	<0.04	<0.04	<0.04	0/1	-	-	-	-
	メコプロップ(MCPP)	0.025	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	-	-	-	-
	メチルダイムロン	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ [M:目標値超過数 N:測定回数]